

この資料は業務の参考のための仮訳です。利用者が当情報を用いて行う行為については、利用者の責任でお願いいたします。

横浜植物防疫所

## 植物検疫措置に関する国際基準

### ISPM 1

## 国際貿易における植物の保護及び植物検疫措置の 適用に関する植物検疫の原則

2006年採択；2016年出版

FAO は、本書の内容の使用、複製及び配布を奨励する。FAO を情報源及び著作権者として示し、かつ FAO が使用者の見解、製品又はサービスの内容を支持するような表現を避ける限りにおいて、私的な調査、研究、教育、非商業的な製品又はサービスでの使用を目的とするのであれば、内容の複写、ダウンロード及び印刷を行ってもよい。

この ISPM を複製する場合には、この ISPM の最新採択版が [www.ippc.int](http://www.ippc.int) でダウンロードできることを付記すること。

翻訳、翻案権、転売その他の商業利用権に係る全ての問合せは [www.fao.org/contact-us/licence-request](http://www.fao.org/contact-us/licence-request) を通じて行うか、[copyright@fao.org](mailto:copyright@fao.org) に連絡すること。

FAO の様々な文献は、FAO ウェブサイト ([www.fao.org/publications](http://www.fao.org/publications)) で入手が可能であり、また [publications-sales@fao.org](mailto:publications-sales@fao.org) を通じて購入できる。

本書において使用している名称及び資料の表現は、いかなる国、領土、都市又は地域、若しくはその関係当局の法的又は開発上の地位に関する、又はその国境若しくは境界の決定に関する、国際連合食糧農業機関 (FAO) のいかなる見解の表明を意味するものではない。特定の企業又は製品についての言及は、特許の有無にかかわらず言及のない類似の他者よりも優先して FAO に是認又は推奨されたものではない。本書中で表された著者の見解は、必ずしも FAO の見解又は方針と一致するものではない。

## 出版の過程

基準の公式な部分ではない

1989年9月 TC-RPPOs がトピック *植物検疫の原則* (1989-001) を追加した。

1990年7月 EWG が草案を作成した。

1991年5月 TC-RPPOs が草案を修正し、加盟国協議用に承認した。

1991年 加盟国協議に送付した。

1992年5月 TC-RPPOs が草案を修正し、GATT ウルグアイラウンドでの協調を要求した。

1993年5月 TC-RPPOs が採択のために草案を修正した。

1993年11月 第27回 FAO 総会で基準が採択された。

ISPM1. 1993. *国際貿易に関する植物検疫の原則* FAO, IPPC, ローマ

1998年5月 CEPM は IPPC 事務局が作成した改正基準(1998-001)を取り入れた。

1998年11月 ICPM-1 がトピック ISPM1 の見直しを支持した。

2001年5月 ISC-3 が仕様書2 *ISPM1* の見直しを承認した。

2002年4月 ICPM-4 が最優先トピックであることに留意した。

2003年5月 SC-7 が仕様書2を修正した。

2004年2月 EWG が基準を修正した。

2004年4月 SC が基準を修正し、EWG に差し戻した。

2004年10月 EWG が基準を修正した。

2005年4月 SC が基準を修正し、加盟国協議用に承認した。

2005年6月 加盟国協議に送付した。

2005年11月 SC が採択のために基準を修正した。

2006年4月 CPM-1 が修正した基準を採択した。

ISPM 1. 2006. *国際貿易における植物の保護及び植物検疫措置の適用に関する植物検疫の原則* FAO, IPPC, ローマ

2015年3月 CPM-10 が「植物検疫ステータス」に関連したインク修正に言及した。

2015年6月 IPPC 事務局は、CPM-10(2015)からの基準手続きの廃止に沿ったインク修正及び再フォーマットを反映した。

出版の過程の最近修正：2015年12月

## 目次

採択

序論

適用範囲

参照

定義

要件の概要

背景

原則

### 1. 基本原則

- 1.1 主権
- 1.2 必要性
- 1.3 危険度の管理
- 1.4 最小限の影響
- 1.5 透明性
- 1.6 調和
- 1.7 無差別
- 1.8 技術的正当性
- 1.9 協調
- 1.10 植物検疫措置の同等
- 1.11 変更

### 2. 運用上の原則

- 2.1 病虫害リスクアナリシス
- 2.2 有害動植物のリスト作成
- 2.3 有害動植物無発生地域及び有害動植物低発生地域の認定
- 2.4 規制有害動植物に対する公的防除
- 2.5 システムズアプローチ
- 2.6 サーベイランス
- 2.7 有害動植物報告
- 2.8 植物検疫証明
- 2.9 植物検疫の完全性及び積荷の安全性
- 2.10 迅速な行動
- 2.11 緊急措置
- 2.12 NPPOの規定
- 2.13 紛争解決

- 2.14 不当な遅延の回避
- 2.15 不適合の通報
- 2.16 情報交換
- 2.17 技術援助

## 採択

この基準は、1993年11月に第27回FAO総会で、国際貿易に関する植物検疫の原則として最初に採択された。最初の改正は、2006年4月に第1回植物検疫措置に関する委員会によって、現基準として採択された。

## 序論

### 適用範囲

この基準は、国際植物防疫条約 (IPPC) で具体化され、植物検疫措置に関する国際基準で詳述されている植物の保護に関する植物検疫の原則を記述する。この基準は、IPPCの目的に内在している原則と同様に、栽培及び非栽培/管理されていない植物、野生植物相及び水生植物を含む植物の保護に関連する原則、人、商品及び輸送手段の国際間の移動に対する植物検疫措置の適用に関する原則をカバーする。本基準は、IPPCを修正するものではなく、既存の義務を拡大するものではなく、又は他の協定又は法典を解釈するものではない。

### 参照

この基準は、植物検疫措置に関する国際基準 (ISPMs) を参照する。ISPMは国際植物検疫ポータル (IPP) <https://www.ippc.int/coreactivities/standards-setting/ispms> から入手できる。

**IPPC.** 1997. *International Plant Protection Convention*. Rome, IPPC, FAO.

**WTO.** 1994. *Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures*. Geneva, World Trade Organization.

### 定義

この基準で使用されている植物検疫用語の定義は、ISPM5 (植物検疫用語集) に記載されている。

### 要件の概要

この基準は、IPPCに基づく以下の基本原則を記述する：主権、必要性、危険度の管理、最小限度の影響、透明性、調和、無差別、技術的正当性、協力、植物検疫措置の同等及び変更。この基準はまた、IPPCに基づく運用上の原則を記述する。運用上の原則は植物検疫措置の確立、実施及び監視、並びに公的な植物検疫システムの管理に関連する。運用上の原則は：病虫害リスクアナリシス、有害動植物のリスト作成、有害動植物無発生地域及び有害動植物低発生地域の認定、規制有害動植物の公的防除、システムズアプローチ、サーベイランス、有害動植物報告、植物検疫証明、植物検疫の完全性及び積荷の安全性、迅速な行動、緊急措置、国家植物防疫機関 (NPPO) の規定、紛争解決、不当な遅延の回避、不適合通報、情報交換及び技術援助である。

## 背景

ISPM1(国際貿易に関する植物検疫の原則)の初版は、1993年の第27回FAO総会で参照基準として承認された。それは、世界貿易機関の衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS協定)が協議されていた時に策定された。ISPM 1の初版は、その当時協議されていたSPS協定の一部の要素を明確にすることに役立てられた。た。SPS協定は1994年4月に採択され、それ以来、植物検疫措置の実際の適用に関する経験が得られてきた。

現在のIPPCは、1997年のFAO総会で採択され、1979年版の条約に加えられた多くの変更点が含まれている。1997年のIPPCの改正は、ISPM 1にも改訂が必要であったことから重要であった。

SPS協定とは別に、植物の保護を直接的又は間接的に扱う他の国際条約が存在する。

この基準は、IPPCの理解を助けることを目的とし、植物検疫システムにおける基本要素に関する指針を提供する。以下に記述される原則は、IPPCの主要な要素を反映している。これらの要素に関する追加的な指針が提供される場合がある。この基準はIPPCの全文に従って解釈されるべきである。IPPCからの引用は、引用符又はインデントで示される。

## 原則

これらの原則は、IPPC締約国の権利及び義務に関連する。これらはIPPCの全文に従い、総合的に考慮されるべきであり、個別に解釈されるべきではない。

### 1. 基本原則

#### 1.1 主権

締約国は、適用可能な国際協定に従って、領域内の植物の健康を保護するために植物検疫措置を規定及び採用し、植物の健康に関する自国の適切な保護の水準を決定する主権を有する。

植物検疫措置に関し、IPPCは以下のように規定している：

「締約国は、自国の領域に規制有害動植物が侵入し、又はまん延することを防止する目的をもって、植物、植物生産物その他の規制品目の搬入を適用のある国際協定に従って規制する主権的権限を有する。締約国は、この目的のため、次のことを行うことができる。

- a) 植物、植物生産物その他の規制品目の輸入に関する植物検疫措置（例えば検査、輸入禁止及び処理を含む）を定め、及びとること。
- b) a)の規定に基づき定め、及びとる植物検疫措置に適合しない植物、植物生産物その他の規制品目若しくはそれらの積荷の搬入若しくは留置を拒否すること、又はこれらの処理、廃棄若しくは締約国の領域からの撤去を要求すること。
- c) 規制有害動植物の自国の領域内への移動を禁止し、又は制限すること。
- d) 生物的防除資材その他の生物であって、自国にとって有益と主張されるが植物検疫上懸

念のあるものについて、自国の領域内への移動を禁止し、又は制限すること。(第7条1)

この権限の行使において、及び「国際貿易に関する障害を最小限にするため、…」(第7条2)、各締約国は、IPPC第7条2の規定に従って行動することを約束する。

## 1.2 必要性

締約国は、そのような措置が検疫有害動植物の侵入及び/又はまん延を防ぐ、又は規制非検疫有害動植物の経済的影響を限定的にするために必要である場合のみ、植物検疫措置を適用することができる。この点に関し、IPPCは以下のとおり規定している：

「締約国は、…に定める措置を、当該措置が植物検疫上の考慮により必要とされ…ない限り、自国の植物検疫法規に基づいてとってはならない。」(第7条2a)。第6条1bは、「締約国は、…植物の健康又は予定される用途を保護するために必要なものに限られ、及び関係締約国が技術的に正当なものとしたものであること」と述べている。第6条2は、「締約国は、非規制有害動植物に対して植物検疫措置を要求してはならない。」と述べている。

## 1.3 危険度の管理

締約国は、植物、植物生産物及び他の規制品目を輸入する際には、有害動植物がまん延及び侵入するリスクが常に存在することを認識しながら、危険度管理の方針に基づいて植物検疫措置を適用するべきである。締約国は、「…当該有害動植物の危険度に合致し、…植物検疫措置に限り規定することができる。」(第7条2g)。

## 1.4 最小限度の影響

締約国は、最小限度の影響で植物検疫措置を適用するべきである。この点に関し、IPPCは以下のとおり規定している：締約国は、「…利用し得る最も制限的でない措置であり、かつ、人、商品及び運搬手段の国際的な移動に対する影響が最小となるような植物検疫措置に限り制定することができる。」(第7条2g)。

## 1.5 透明性

IPPCに規定されているとおり、締約国は、関連する情報を他の締約国が利用できるようにする。この点に関し、IPPCは、例えば、以下のように述べている：

- 「締約国は、植物検疫に関する要件、制限及び禁止について採用した後直ちに、これを公表し、及び当該措置によって直接影響を受けると信ずる他の締約国に通報する。」(第7条2b)
- 「締約国は、要請に応じて、植物検疫に関する要件、制限及び禁止の必要性を他の締約国に提供する。」(第7条2c)
- 「締約国は…有害動植物に関する情報の交換について協力する。」(第8条1及び第8条1a)。
- 「締約国は、最善を尽くして、規制有害動植物の最新の一覧表を作成し、…及び

当該一覧表を…に提供する。」(第7条2i)

- 「締約国は、最善を尽くして、…有害動植物の状況に関する適切な情報を整備し、維持しなければならない。…当該情報は、要請に応じて、他の締約国に提供する…」(第7条2j)。

## 1.6 調和

締約国は、植物検疫措置について調和のとれた基準の策定に協力すべきである。この点に関し、IPPCは以下のように規定している：「締約国は、…国際基準の策定に協力することを合意する。」(第10条1)。締約国は、「この条約に関連した行動をとるに際し、国際基準を適宜考慮する」べきである(第10条4)。「締約国は、この条約の締約国でない国又はFAOの加盟機関に対し、…この条約の規定及びこの条約に基づいて採択された国際基準に適合する植物検疫措置を適用するよう奨励する。」(第18条)。

## 1.7 無差別

締約国が、同じ植物検疫上のステータスを持ち、同一または同等な植物検疫措置を適用していることを証明できる場合、締約国は、IPPCに従い、締約国間で差別無く植物検疫措置を適用すべきである。

締約国はまた、国内と国際的な植物衛生状態の間でも同様に、差別無く植物検疫措置を適用すべきである。

この点に関し、IPPCは次のように規定している：

- 植物検疫措置は、「…特に国際貿易における恣意的若しくは不当な差別の手段又は偽装した制限となるような態様で適用されるべきではない。」(前文)
- 締約国は、植物検疫措置を要求することができる。ただし、当該措置が、「同一の有害動植物が輸入締約国の領域内に存在する場合には、当該有害動植物に対する措置より厳しいものでないこと」(第6条1a)を条件とする。

## 1.8 技術的正当性

締約国は、「適切な有害動植物危険度解析を用いて、又は適当な場合には入手可能な科学的情報による他の同等の検討及び評価を用いて得られた結論に基づき」(第2条1)植物検疫措置を技術的に正当化する。この点に関し、IPPCは以下のように規定している：「締約国は、(第7条)1に定める措置を、当該措置が…技術的に正当なものでない限り、自国の植物検疫法令に基づいてとってはならない。」(第7条2a)。第6条1bも技術的正当性について言及している。ISPMsに整合している植物検疫措置は、技術的に正当化されたものと見なされる。

## 1.9 協調

締約国は、IPPCの目的を達成するため、他国と協力すべきである。特に締約国は、「この条約の目的を達成するため、相互にできる限り協力する…」(第8条)。締約国はまた、IPPC



の下に設置される機関へ積極的に参加するべきである。

### 1.10 植物検疫措置の同等

輸入締約国は、輸出締約国から提案された代替措置について、それらの措置が輸入締約国の既存の措置と同等の保護水準を達成することが示された場合は、同等と認定するべきである。

関連ISPM: ISPM24 (植物検疫措置の同等の決定と認定に関する指針)。

### 1.11 変更

植物検疫措置の変更は、新たな又は更新された有害動植物危険度解析又は関連する科学的情報に基づいて決定されるべきである。締約国は、植物検疫措置を恣意的に変更するべきではない。「締約国は、状況が変化し、新たな事実が判明した場合には、植物検疫措置を速やかに修正し、又は必要でないとは認められたときは撤廃することを確保する。」(第7条2h)。

## 2. 運用上の原則

運用に関するIPPCの原則は、植物検疫措置の確立、実施及びモニタリング、並びに公的な植物検疫システムの管理に関連する。

### 2.1 病虫害リスクアナリシス

NPPOは、病虫害リスクアナリシスを実施する場合、関連するISPMに従い、生物学的、または他の科学的及び経済的証拠に基づくべきである。これを実施する際には、植物への影響に起因する生物の多様性に対する脅威も考慮すべきである。

IPPC関連条項: 前文、第2条、第4条2f及び第7条2g。

関連ISPM: ISPM 2 (病虫害リスクアナリシスに関する枠組み)、ISPM 5 (追補2 (「潜在的経済的重要性」及び環境上の考慮への言及を含む関連用語の理解に関する指針)を含む)、ISPM 11 (検疫有害動植物のための病虫害リスクアナリシス) 及びISPM 21 (規制非検疫有害動植物のための病虫害リスクアナリシス)。

### 2.2 有害動植物のリスト作成

締約国は、「最善の力を尽くして、規制有害動植物の最新の一覧表を作成し、及び最新のものとし…」(第7条2i)。

IPPC関連条項: 第7条2i。

関連ISPM: ISPM 19 (規制有害動植物リストのための指針)。

### 2.3 有害動植物無発生地域及び有害動植物低発生地域の認定

締約国は、その領域に移入する積荷に関する植物検疫措置が、輸出国のNPPOにより指定

された地域の状況を考慮していることを保証すべきである。それらは、規制有害動植物が発生していない又は低密度で発生している地域であるかもしれないし、若しくはそれらは有害動植物無発生生産用地又は有害動植物無発生生産地であるかもしれない。

*IPPC関連条項*： 第2条。

*関連ISPM*： ISPM 4（有害動植物無発生地域の設定のための要件）、ISPM 8（ある地域におけるペストステータスの決定）、ISPM 10（有害動植物無発生生産地及び有害動植物無発生生産用地の設定に関する要件）及びISPM 22（有害動植物低密度発生地域の設定のための要件）。

## 2.4 規制有害動植物の公的防除

ある国に存在するある有害動植物が検疫有害動植物又は規制非検疫有害動植物として規制される場合、締約国は、当該有害動植物が公的に防除されている旨を保証すべきである。

*関連ISPM*: ISPM 5（追補1（「公的防除」及び「広く分布していない」の概念の解釈及び適用に関する指針）を含む）。

## 2.5 システムズアプローチ

病虫害リスク管理のための措置の組合せは、明示的な方法で適用される場合、輸入締約国の植物検疫上の保護の適切な水準を満たすための、単独の措置に置き換えることができる。

*関連ISPM*: ISPM 14（病虫害リスク管理のためのシステムズアプローチにおける総合的措置の利用）。

## 2.6 サーベイランス

締約国は、植物検疫証明及び植物検疫措置の技術的正当性を裏付けるため、有害動植物の発生及び無発生に関するデータを収集し、記録すべきである。この点に関し、IPPCも以下のように規定している：「締約国は、最善の力を尽くして、有害動植物の監視を行うとともに、有害動植物の分類を裏付け、及び適切な植物検疫措置の発展のために、有害動植物の状況に関する適切な情報を整備し、維持しなければならない。当該情報は、要請に応じて他の締約国に提供する。」（第7条2j）。

*IPPC関連条項*： 第4条2b、第4条2e及び第7条2j。

*関連ISPM*: ISPM 6（サーベイランス）及びISPM 8。

## 2.7 有害動植物に関する報告

締約国は、他の締約国に対し、「…直接的又は潜在的危険のある有害動植物の発生、異常発生又はまん延に関する報告についてできる限り協力する。」（第8条1a）。この点に関し、締約国は、ISPM 17（病虫害報告）に設定されている手続及び他の関連手続に従うべきである。

*IPPC関連条項*： 第8条1a。

関連ISPM: ISPM 17。

## 2.8 植物検疫証明

締約国は、輸出証明システムの実施及び植物検疫証明書に含める情報及び追記の正確性を保証するにあたり、適切に配慮すべきである。「各締約国は、植物検疫証明のための措置をとる…」(第5条)。

IPPC関連条項: 第4条2a及び第5条。

関連ISPM: ISPM 7(植物検疫証明システム)及びISPM 12(植物検疫証明書)。

## 2.9 植物検疫の完全性及び積荷の安全性

締約国は、証明後に積荷の完全性を維持するために、自国のNPPOにより、「積荷の混合、取替え及び再汚染に関する確認がされた後の植物検疫上の安全性が、当該積荷が輸出される時まで維持されることを適切な手続によって確保」(第4条2g)すること。

IPPC関連条項: 第4条2g及び5条。

関連ISPM: ISPM 7及びISPM 12。

## 2.10 迅速な行動

締約国は、輸入に際して必要な検査又は他の植物検疫手続が、規制品目の「…変敗しやすさに十分な考慮を払って、できる限り速やかに行う。」(第7条2e)ことを保証するべきである。

IPPC関連条項: 第7条2。

## 2.11 緊急措置

締約国は、新たな又は予期しない植物検疫上の危険性が特定された場合、緊急措置を含む緊急行動を採用及び/又は実施することができる<sup>1</sup>。緊急措置の適用は一時的なものであるべきである。措置が継続される場合は、措置の継続が技術的に正当であることを保証するため、できる限り速やかに病虫害リスクアナリシス又は同等の検討により評価されるべきである。

IPPC関連条項: 第7条6。

関連ISPM: ISPM 13(不適合及び緊急行動の通報のための指針)。

## 2.12 NPPOの規定

「各締約国は、最善の力を尽くして、自国の公的国家植物防疫機関が[第4条1]に定める主要な責任を果たすための措置をとる。」(第4条1)。

IPPC関連条項: 第4条。

---

<sup>1</sup> IPPC第7条6の用語「緊急行動」は、ISPM5で定義されているように「緊急措置」を含むと解釈される。

### 2.13 紛争解決

締約国は、他の締約国から要請された場合、植物検疫措置に関する協議に応じるべきである。IPPC又はISPMの解釈又は適用に関し紛争がある場合、又は締約国が、他の締約国の行動がIPPCの義務又はISPMで規定された指針に違反すると認める場合、「…紛争を解決するため、当該関係締約国間でできる限り速やかに協議する。」（第13条1）。紛争がこの方法で解決できない場合、紛争の解決に関連した第13条の規定又は他の紛争解決手段が適用され得る<sup>2</sup>。

*IPPC関連条項：第13条。*

### 2.14 不当に遅延されることの回避

状況が変化した又は新たな事実が判明し、ある締約国が、他の締約国に対し、植物検疫措置を制定、変更又は撤廃することを要請する場合、この要請は不当に遅延されることなしに検討されるべきである。病害虫リスクアナリシス、有害動植物無発生地域の認定又は同等の認定があるが、これらに限定されない関連手続もまた、速やかに実施されるべきである。

*IPPC関連条項：第7条2h。*

*関連ISPM: 24。*

### 2.15 不適合の通報

輸入締約国は、「…植物検疫上の証明に係る重大な不適合事例を、関係輸出締約国…にできる限り速やかに通報する。」（第7条2f）。

*IPPC関連条項：第7条2f。*

*関連ISPM: ISPM 13。*

### 2.16 情報交換

締約国は、必要に応じて以下のとおり、IPPCに定められている情報を提供しなければならない：

- 関係当局のコンタクトポイント（第8条2）
- 植物防疫機関及び植物防疫組織機構の詳細に（第4条4）
- 植物検疫に関する要件、制限及び禁止（第7条2b）（指定された搬入地点を含む—第7条2d）及びそれらの論理的根拠（第7条2c）
- 規制有害動植物のリスト（第7条2i）
- 有害動植物の発生、突発的発生及びまん延を含む有害動植物報告（第4条2b及び8条1a）

---

<sup>2</sup>締約国の利用のため、拘束力のない紛争解決手続がIPPCにより作成された。

- － 緊急行動（第7条6）及び不適合事例（第7条2f）
- － 有害動植物の状況（第7条2j）
- － 有害動植物危険度解析に必要な技術的及び生物学的情報（可能な範囲で）（第8条1c）。

## 2.17 技術援助

締約国は、「…この条約の実施を促進することを目的として、…締約国、特に発展途上締約国への技術援助の提供を促進することを合意する。」（第20条）。

*IPPC関連条項： 第20条。*